

第 39 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 22 年 10 月 22 日（金）13：00～13：40

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、井伊委員、首藤委員、
椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課課長補佐、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、日本銀行調査統計局経済統計課統計整備グループ企画役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

（1）専門委員の発令等について

（2）諮問第 27 号の答申「小売物価統計調査の変更について」

（3）諮問第 28 号「社会生活基本調査の変更について」

（4）諮問第 29 号「経済構造統計の指定の変更、経済センサスー活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」

（5）その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻前でございますが、出席ご予約の先生方はお集まりいただきましたので、ただいまから「第 39 回統計委員会」を開催いたします。

本日は、阿藤委員、宇賀委員、佐々木委員が所用のためご欠席でございます。

椿委員は、電車が遅れているということで、ちょっと遅れていらっしやいます。

更に、オブザーバーとして出席いただいております各府省の人事異動がございましたのでご紹介いたします。本日は所用のためご欠席でございますが、経済社会総合研究所の小野所長が10月1日より新しい所長に就任されていらっしやいます。

それでは、議事に入る前に本日用意されております資料について説明をお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料の紹介をさせていただきます。

資料1として、統計委員会専門委員名簿。

資料2、部会に属すべき専門委員の指名について。

資料3、諮問第27号の答申「小売物価統計調査の変更について（案）」。

資料4、諮問第28号「社会生活基本調査の変更について」。

資料5、諮問第29号「経済構造統計の指定の変更、経済センサスー活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」の5つがございます。

更に参考資料が2つございますので、ご確認いただけたらと思います。

○樋口委員長 それでは、「統計委員会専門委員の発令等について」でございますが、社会生活基本調査の審議に参加していただくため、配付されております資料1のとおり、佐藤香専門委員が10月22日付で任命されております。

また、部会への所属関係につきまして、社会生活基本調査及び経済センサスー活動調査の審議に参加していただくため、専門委員としまして資料2の先生方を指名させていただきます。

なお、それぞれの審議に係る部会の委員及び専門委員の名簿を資料2の参考として添付しておりますので、所属の委員の皆様におかれましては、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題、小売物価統計調査の答申に入ります。諮問第27号の答申「小売物価統計調査の変更について（案）」を首藤部会長から報告お願いいたします。

○首藤委員 小売物価統計調査の変更につきましてご報告申し上げます。

平成22年8月20日に開催されました統計委員会におきまして総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。本件に関しまして、これまで2回部会を開催して審議を行いました。このたび答申案をまとめるに至りましたので、ご報告いたします。

それでは、資料3の答申案をご覧ください。また、答申案について議論を行った第18回サービス統計・企業統計部会における審議の状況につきましては、資料3の参考資料2を併せてご参照ください。概要がまとめてございます。

本件につきましては、まず「承認の適否」及びその「理由等」を記述いたしまして、最後に「今後の課題」を記述するという構成になっております。以下、順次ご説明を申し上げます。

「1 承認の適否」については、統計法第10条各号の要件に適合している、そのために変更を承認して差し支えないといたしました。

「2 理由等」におきましては、今回諮問された内容の変更に係る事項ごとに、その判断を行いまして、その理由を記述しておりますので、それぞれについて簡単にご説明をいたします。

「(1) 調査品目」についてでございますが、「ア 調査品目の廃止」と「イ 調査品目の名称の変更」の2つに分けて記述しております。

「調査品目の廃止」につきましては、今回、家計支出上、重要度が低くなっている品目、具体的には「福神漬」、「やかん」等ですけれども、これら15品目につきましては廃止をする計画です。

これらの品目につきまして、実施部局で選定基準を作成しており、総務省の家計調査における家計消費支出の割合が1万分の1以下になった場合に廃止を行うという基準がございまして、それに合致しております。家計消費に占める割合が縮小を続けておりまして、今後も増加が見込めないことから、削除するのが適当と判断をいたしました。

次に「調査品目の名称の変更」でございますが、家計消費支出の変化に対応して、代表性のある品目を適時調査する。そのために「エビフライ」、「石油ストーブ」などの17品目の名称を変更する計画です。

これらは代表性のある品目の調査を円滑に実施するためのものですので、適当と判断をいたしました。

「(2) 集計事項」でございますけれども、消費者物価指数の参考指標といたしまして、全国及び東京都区部の連鎖基準指数及び中間年バスケット指数を作成しておりますが、今回、東京都区部につきましては、標本数が少なく安定した結果が得られないということで廃止する計画でございます。

全国と東京都区部の連鎖基準指数及び中間年バスケット指数は、同時に公表しておりまして、東京都区部の速報性もございません。統計データの安定性も得られないということから、廃止は適当であると判断いたしました。

最後に「3 今後の課題」でございますけれども、2点指摘してございます。

まず「(1) 調査品目の選定基準」についてでございますけれども、調査実施部局から提示されました調査品目の選定基準では、1つ目には、家計支出上重要度が高くなった品目、具体的には家計調査における家計消費支出の割合がおおむね1万分の1以上を調査品目に追加し、それ未満になりました場合に廃止するという基準がございまして。

2つ目は、中分類指数の精度向上や代表性の確保に必要なものを追加して、必要でないものを廃止するという基準です。

3つ目は、円滑に価格採取が可能か、価格変化を的確に把握可能かという基準を設けております。

これらの調査品目の選定基準につきまして、部会では「選定基準自体を見直してはどう

か」という意見や「継続性のために見直すべきではない」というような様々な意見が出されました。しかし、選定基準を見直すことによる調査対象等の設計全体への影響、それから、本調査の結果を利用する消費者物価指数への影響、デフレーターとして利用されているSNAの精度への影響、それらが大きいということで、少し時間をかけて検証した上で判断をする必要があるといたしまして、次回の消費者物価指数の基準改定までに検証する必要があるといたしました。

(2)でございますけれども、「小売物価統計と消費者物価指数との関係」でございます。消費者物価指数は小売物価統計調査の集計事項の一部とされているという理由で、現在も基幹統計であると解釈されておりますけれども、消費者物価指数はそれ自体重要な指数であるということから、新統計法の下では小売物価統計の一部としてではなく、消費者物価指数として単独で基幹統計として位置付けても良いと考えられるのではないかとこの審査部局からの提起に対しまして、部会で議論いたしました。

「小売物価統計調査と消費者物価指数を一体的に運用するためには、現状のままで良いのではないかと」という意見とか、あるいは「小売物価統計調査を消費者物価指数の下に置く方が良いのではないかと」という意見もございました。

けれども消費者物価指数は極めて重要な統計であります。それを単独の基幹統計として位置付けるのが良いのではないかとということで最終的には意見が一致いたしました。

しかし、実施部局から「小売物価統計と消費者物価指数が別々に基幹統計になると、その一体的な運営ができなくなるのではないかと」という懸念が示されましたので、その点を考慮いたしまして、『小売物価統計調査と一体的に運営されることを前提に』という文言を入れました。その上で、消費者物価指数はそれ自体単独で基幹統計と位置付けても良いと考えられるといたしました。

また、この消費者物価指数を基幹統計とするか否かの検討につきましては、今後、基幹統計に指定される予定の鉱工業指数等との整合性などを考えていきまして、速やかに検討する必要があるといたしました。

答申案についての私からのご説明は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは皆様からご意見、ご質問を受けたいと思います。諮問に加えて2ページの(2)の項目がつけ加えて審議されたということでございます。これについては、一定の条件、小売物価統計調査と一体的に運営されることを前提に、速やかに消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かを検討するというような文言が加わったということでございますが、これを併せてご審議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

1万分の1の基準は、当面はそれを維持するというので進めるということよろしいでしょうか。

○首藤委員 はい。当面はということでございまして、それにつきましては今後議論をする必要があるのではないかとこの意見がかなりございましたので、今後の課題としたわけ

でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。それでは、もし無いようでしたら、答申案についてお諮りしたいと思います。小売物価統計調査の変更について、本委員会の答申は資料3の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。では、そのように扱わせていただきます。

それでは、資料3によって総務大臣に対して答申を行います。首藤部会長を始め、関連の先生方、所属されている委員の皆様におかれましてはどうぞお疲れ様でございました。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。諮問第28号「社会生活基本調査の変更について」、総務省から説明をお願いいたします。

○総務省吉田調査官 総務省政策統括官室の吉田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料4に基づきまして、諮問の概要等をご説明させていただきます。

今回、統計委員会にお諮りいたしますのは、平成23年に実施を予定してございます基幹統計調査である社会生活基本調査の変更についてでございます。

社会生活基本調査につきましては、その結果から国民の生活時間の配分や、スポーツ、趣味、娯楽、社会的活動、その他の生活行動を世帯と世帯属性との関連において詳細に把握する調査でございまして、これらをとらえる我が国で唯一の統計調査ということで、統計体系上重要な位置を占めているものでございます。積逡に説法でございますけれども、最初に社会生活基本調査の概要について、資料4の「諮問の概要」の後に「社会生活基本調査の概要」というペーパーがございますので、これに基づきまして説明させていただきます。

先ほども申しましたけれども、社会生活基本調査ですが、国民の生活時間の配分ですとか、自由時間におけるスポーツ、趣味、娯楽、社会的活動、その他の生活行動を世代と世帯属性との関連において詳細に調査して、国民の社会生活の実態を明らかにすることによりまして、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施されております。

昭和51年に第1回調査が実施されて以来、5年ごとに実施されております。平成23年に実施されます調査は8回目の調査に当たりまして、第1回目から前回の7回目までは指定統計調査ということで実施されておりますが、統計法の全面改正によりまして、次回の調査は基幹統計調査として実施されることとなります。

調査は平成17年の国勢調査の調査区から抽出しました調査区内の約8万4000世帯の10歳以上の世帯員約20万人を対象に実施されます。

調査票が2種類ございまして、1日の生活時間配分につきましては、あらかじめ設定された選択肢に沿って記入するプリコード方式の調査票と、回答者が自由に詳細な行動を記入

するアフターコード方式の調査票の2種類で実施されます。前者を調査票A、後者を調査票Bということで、後ろに調査票の案を添付してございます。

プリコード方式の調査票Aにつきましては約19万人の世帯員の情報が、アフターコード方式の調査票Bにつきましては約1万人の世帯員の情報が報告されることとなります。

調査の期日は、平成23年10月20日現在で、生活時間につきましては10月15日から23日までの9日間のうちの連続する2日間につきまして、作成してもらうということでございます。

また、調査は、国、都道府県、調査員という系統で、調査員が調査票の配布・収集を行う調査員調査を基本として行います。

調査結果の利用につきましては、「社会生活基本調査結果の利用状況」という資料がございます。利用状況といたしまして、便宜上、「行政施策上の利用等」、「国際比較のための利用」、「地方公共団体の利用」と大きく3つに分けてございます。

「行政施策上の利用等」といたしまして、男女共同参画に係る諸施策の推進のための基礎資料、また、今年の1月に閣議決定されましたけれども、「子ども・子育てビジョン」の諸施策に係る数値目標など、いわゆる少子化対策の基礎資料として、また、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスに係る諸施策の基礎資料などとして利用、活用されているということでございます。

また「国際比較のための利用」といたしまして、OECDがその加盟国における社会状況等につきまして比較を行う際のデータとして提供しております。また、学者の方々が国際比較を行う際には、調査票情報の二次利用という形で調査結果の利用が行われるということでございます。

また「地方公共団体の利用」とにつきましては、都道府県における男女共同参画計画を策定する際の基礎資料、あるいは都道府県における少子・高齢化対策ですとか、子育て支援、あるいは生涯学習やスポーツ振興といった諸施策を企画・立案する際の資料として利用されてございます。

続きまして、今回の調査計画の変更の概要でございます。今回追加いたしました項目、あるいは削除した項目等の主な内容につきましては資料4の次のページ、「諮問の概要」の「3 主な変更内容」のところに書いてございますが、個々の変更内容については説明を省略させていただきまして、「社会生活基本調査の概要」の2ページ目に整理いたしました「平成23年調査のポイント」という資料がございますので、それをご覧ください。

今回の調査計画の見直しに当たりましては、前回調査以降の社会経済情勢の変化を踏まえた見直し・検討を行っております。資料の上の方の枠に「近年の重要課題（新たなニーズ）」を整理してございますが、具体的には、平成21年3月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画。それから、本年6月に閣議決定されました「新成長戦略」がございまして、

基本計画では、地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から「社会生活基

本調査においてNPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討しなさい」という指摘がございますし、労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から「社会生活基本調査において、個人の年間収入ですとか、健康状態等、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項を追加しなさい」という指摘がされております。

また、新成長戦略におきましては、年次有給休暇の取得促進ですとか、労働時間短縮、あるいは育児休業等の取得促進といったワーク・ライフ・バランスの実現とか「新しい公共」の支援といったことが謳われています。

さらに、ここには触れておりませんが、前回、平成18年の調査計画について審議を行いました統計審議会の答申におきましても、今後の検討課題ということで、調査方法、あるいは調査票の提出方法の検討など3点ほど指摘されておりまして、当然のことですけれども、これらにつきましても、調査計画の見直しに当たって踏まえるべき事項として整理をしています。

総務省では、調査項目の追加・拡充ですとか、集計事項の拡充等を行いまして、これらに対応した計画案を作成しているところでございます。

それでは、改めて「23年調査のポイント」に戻りますけれども、ここには6点ほど今回の調査計画で充実させた主な事項を列記しています。

1つは、ワーク・ライフ・バランスの分析に資する調査事項の充実です。勤務形態ですとか、有給休暇の取得日数等の追加を行うということでございます。

2つ目は、労働時間等の分析に資する事項の追加ということで、個人の年間収入等を追加することにしております。

3つ目ですが、地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から、各種のボランティア活動に関する調査事項の追加、見直しをしています。ここでは、1回の活動当たりの平均時間などを設問として設けているということです。

それから、4つ目ですけれども、集計事項に関しましては、ワーク・ライフ・バランスですとか、育児・介護に係る集計の充実を図ることとしています。

5つ目ですが、調査方法に関しまして、インターネットを用いた回答方式の一部導入、それから、コールセンターの設置ということで、調査の効率化・円滑化を図っているということでございます。

6つ目ですが、国際比較性の向上を図るための生活時間に係る行動分類の一部細分化ということです。これは、具体的には、調査票Bによりまして、生活時間を把握するわけですけれども、諸外国の調査結果において用いられております行動分類に対応した組替集計が可能になるように、詳細行動の分類の項目を一部細分化するということです。例えば、食事の管理というのがございますけれども、これを食事の準備と食事の後片づけというような分類をする、細分化するといった具合でございます。

7つ目ですが、今回、多くの調査事項の追加等を行っておりますけれども、追加を行えば

当然ながら調査事項が増えます。報告者の負担も増えてまいりますので、バランスを取りまして報告者負担軽減を図る観点から、これまでの調査結果で有意の差が見られないといった項目を削除する等、調査項目の削除を行っています。例えば、週休制度がありますかといった項目を落とす、あるいは居住室数を削除するといったことをございます。

以上、雑駁な説明で恐縮ですけれども、今回の調査計画の変更の概要でございます。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、本日お諮りした後、来年の1月に答申をいただければ大変ありがたいと考えています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

詳しくは人口・社会統計部会でご議論いただき、そして詳細について同部会で審議いただくことにしたいと思います。現在の時点で何かございましたら、ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。

今回、かなり大きな改変という形で、我々が言ってきましたことも大分取り入れられていくかと思えますし、また、公的統計の基本計画、更には新成長戦略に関連する修正点も取り入れられているかと思えます。

特に年間収入のところを時間とともに調査し、そして比較できるようにということが今回入っているようでございますが、何かございますでしょうか。

椿委員。

○椿委員 私も今、委員長がおっしゃられたことと同感なのですが、特に今回、いわゆる「事実」を聞くということではなくて、例えば、1週間の希望就業時間の追加、希望を聞くということとか、あるいは普段の健康状態という形で、ある意味で客観的でもあるけれども主観的でもあるという項目の追加があると承知しております。

これは先般の法施行状況の審議の際にも議論になったことで、個人的には大変賛成したいことでもありますけれども、これ自体は今までの統計の「事実の把握」という部分から一歩踏み出すことなので、部会の方でうまく議論の整理をしていただければと希望する次第です。

○樋口委員長 ほかにございますでしょうか。

非自発的短時間社員がどれだけいるかということを知りたいというご要望だと思います。

よろしければ、本件につきましては、ただいま出ましたご意見も踏まえまして、人口・社会統計部会でご審議いただき、その結果について本委員会でご報告いただくことにしたいと思います。所属の先生方、大変ですが、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。諮問第29号「経済構造統計の指定の変更、経済センサスー活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」、総務省から説明をお願いいたします。

○総務省坂井国際統計企画官 それでは、政策統括官室からご説明いたします。まず、経

済センサスー活動調査の諮問の概要につきまして説明させていただきます。

最初に、今回の諮問の概要につきまして、資料5をご覧ください。ここに書いてあるとおり、経済構造統計の指定の変更、経済センサスー活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更ということで、諮問の構成としては大きく3つで構成されてございます。

この中身について説明いたします前に、経済構造統計、いわゆる経済センサスにつきまして、本委員の皆様のご理解に資する観点から、この統計の創設に向けた政府としての検討経緯及び経済構造統計の形を決定しました平成18年3月の経済センサスの枠組みの概要につきまして、口頭で恐縮ですが簡単にご説明させていただきます。

経済構造統計につきましては、大規模統計調査の実施に伴い、調査客体の負担が大きい、したがって、調査客体の負担を軽減してほしいという要請が1つございます。

一方、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握するという統計が未整備であったという状況がございまして、諸統計の精度を向上させ、国民のさまざまな意思決定や政府の政策決定、それに資する情報を提供するという観点から、その整備が必要ということになりました。

これを受けまして、政府は平成16年、学識経験者及び政府が一体となりまして検討を開始いたしました。その後、平成18年3月でございますが、先ほど申しました「経済センサスの枠組みについて」を策定しまして、その中で大きく2つ決定してございます。

1つ目は、旧法に基づく当時の指定統計として実施するということ。

2つ目は、調査は事業所・企業の捕捉に重点を置きます基礎調査と、経理事項を把握する今回の活動調査で構成することが決まっております。

基礎調査につきましては平成20年8月に本統計委員会から答申をいただいております。今回、残る活動調査につきましての諮問でございますが、これまでの経緯の中で、基本計画にも指摘されているとおり、SNAの精度向上という観点から、統計委員会からの時期を動かしてほしいという要請を受けまして、実施時期を変更しております。それを踏まえまして、今回、調査計画を諮問させていただくという流れになっております。

概要は以上でございますが、今回の諮問までに足掛け7年を要する大事業でございまして、これまで政府、統計委員会を始め、学識経験者のご協力の下、検討させていただいたものです。

それでは、諮問の説明に移らせていただきます。資料5の2ページの概要のIをご覧くださいと思います。まず「経済構造統計の指定の変更」ですけれども、経済構造統計は、すべての産業分野における事業所及び企業の活動から成る経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とさせていただきます。この経済構造統計を作成する統計調査としては、ここにありますとおり、従来、総務大臣が実施する経済センサスー基礎調査だけでありました。しかし、今回、従来の基礎調査に加えまして、経済センサスー活動調査を総務大臣及び経済産業大臣が共同で実施することになりますので、経済構造統計の作成

者を総務大臣及び経済産業大臣に変更するものでございます。

なお、平成 20 年の経済センサス基礎調査との諮問時との関係につきまして若干コメントさせていただきます。資料 5 の 5 ページをご覧くださいと思います。先ほどご説明しましたとおり、平成 20 年度の諮問時には、経済構造統計を作成する調査としては経済センサス基礎調査だけでございました。ただし、枠組みにおいて活動調査も予定されておりましたので、この 2 つの調査から作成されるものとして経済構造統計を指定させていただいております。諮問当時は活動調査自体が検討中であり、形がございませんでしたので、そこは空席という形で指定させていただいております。

今回、活動調査の諮問に当たり下の方の図になりまして、経済構造統計の目的が完成することになるわけでございます。

続きまして、2 点目、1 枚めくっていただきまして 6 ページをご覧ください。経済センサス活動調査の目的ですが、経済構造統計を作成するというものでございます。

調査の期日ですが、政府内で合意しました枠組みにおきましては、23 年 7 月を予定してございましたが、先ほどの SNA の精度向上という要請を受けまして、今回に限り 24 年 2 月 1 日現在で実施することになります。

調査対象は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する全事業所のうち、農林漁家、家事サービス、外国公務を除いております。加えて、国、地方公共団体の事業所につきましては、営利を目的としない事業所でありまして、運営経費の大半が一般財源に依存していることから、基本的に除いております。この結果、調査対象数で言いますと、民営事業所のすべて、推計値ですが約 690 万事業所を対象とすることになります。

次に、調査実施者でございますが、総務大臣と経済産業大臣でございます。

続きまして調査事項に移ります。調査事項について、大きく 2 つのグループに分かれます。

まず、1 つ目のグループは、産業共通調査事項と申しまして、経営組織、事業内容に加えまして、売上金額、営業費用等、基本的に財務諸表の PL ベースの金額情報を把握することになってございます。

2 つ目のグループは、産業別調査事項であり、これは産業格付に必要な事業所別売上金額及び売場面積等を把握することになってございます。これは、1 つには産業格付という目的と、もう一つは統計の継続性を確保するという観点から、後ほどご説明します統合される大規模統計調査の調査事項をも盛り込んだものでございます。

次に、調査方法に移らせていただきます。これも大きく 2 系統に分かれてございます。

1 つは、調査員調査で、統計調査員による調査でございます。この方式による対象は、単独事業所、いわゆる支所・支店がない事業所でございます。調査員調査につきましては、調査時期の変更に伴い、調査実施時期が 2 月 1 日現在という積雪期になりますので、調査員の方を減らすために、基礎調査に比して事業所数を減らす工夫などがなされております。

2 つ目は、国、都道府県、市から郵送で実施する、いわゆる直轄調査方式でございます。

回収に当たっては、郵送に加えましてオンライン調査も導入して実施する方式です。調査対象は、複数の支所・支店を有する企業の事業所となっております。

なお、調査員の調査負担を軽減することに伴いまして、逆に都道府県、市区町村の調査負担が増すという実態を鑑みまして、その軽減を図るために、民間事業者を活用する予定です。

最後に、結果の公表時期でございますが、調査実施の1年後の平成25年1月末までに速報集計結果を、それから25年夏以降、順次確報結果を公表する予定になってございます。

3つ目に移らせていただきます。資料5の8ページをご覧くださいと思います。

「経済センサスー活動調査に統合される既存大規模統計調査」という図をお示いたしました。経済構造統計の作成に伴いまして、既存の大規模統計調査が統合されるわけですが、その形といたしましては図の上の枠の調査自体を廃止するというパターンと、図の下の枠に書いてございます調査自体は存続させますが、活動調査の実施年に当たる統計調査を中止するものという2つのパターンがございます。

1つ目の調査自体を廃止するものとしたしましては、ここに書いてございます事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査の一部、本邦鉱業のすう勢調査など計4本でございます。

一方、活動調査実施に伴い調査を中止するものとしたしましては、工業統計調査及び特定サービス産業実態調査がございます。

ただし、今回の諮問との関係で申しますと、1つ目の枠内の調査のうち、上から3つ目まで、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査の一部については、既に平成20年諮問時に措置済みですので、今回の諮問対象からは除かれております。

また、本邦鉱業のすう勢調査については一般統計調査でございますので、基本的に諮問の対象とはなってございません。

その結果、諮問の対象はどうかですが、1ページお戻りいただきまして7ページをご覧くださいと思います。まず、今回の諮問で対象となりますのは、上の方の枠でございます。1つは、工業統計調査の平成23年調査の中止。2つ目が、特定サービス産業実態調査の平成23年調査の中止でございます。

そのほかにも下の枠がございまして、商業統計調査の実施時期の変更と書いてございますが、これについて若干コメントさせていただきます。商業統計調査、この下の枠については、今回、統合の対象とされてございません。そもそも商業統計調査につきましては、平成19年に実施されて以降、経済センサスが創設されないとすると、2年後の21年に簡易調査というものが実施されまして、その3年後の24年に商業統計調査の本調査という形で実施されることになるわけですが、先ほどご説明しましたとおり、21年調査が24年経済センサスー活動調査に統合されました関係上、もともと24年に実施される予定の調査につきまして、何らかの措置が必要ということになっておりました。これにつきましては、さきほどの枠組みにおきまして、経済センサスー活動調査の2年後に実施

することが決められてございます。今回諮問の時期を失しますと、諮問のタイミングを失いますので、今回の諮問と併せて実施時期を変更するという事について諮問させていただく予定でございます。

以上、計5本の諮問内容につきまして、本日、統計委員会に諮問させていただいて、ご審議の上、12月の統計委員会でご答申いただければと思っております。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

大がかりな調査実施ということで、色々調整も必要かと思いますが、この件につきましてはサービス統計・企業統計部会に付議し、そして詳細について同部会で審議いただくことを予定しております。もしご意見が無いようでしたら、本件につきましては部会でご審議いただくということで、その結果を統計委員会にご報告いただきたいと思います。首藤委員、大変ですがよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。最後に、次回について、事務局からお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては11月19日15時から、本日と同様にこの会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

この後ですけれども、短い時間ですけれども、引き続き懇談会を続けたいと思いますが、資料をお配りしますので、委員の皆さんは着席のままお待ちいただいでよろしいでしょうか。

○樋口委員長 それでは、統計委員会の方はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。